

改正

昭和41年12月24日条例第47号
昭和43年4月1日条例第16号
昭和47年3月31日条例第21号
昭和48年3月31日条例第15号
昭和50年10月15日条例第32号
昭和53年4月1日条例第7号
昭和56年10月7日条例第29号
平成2年3月26日条例第17号
平成4年3月26日条例第31号
平成8年12月26日条例第27号
平成9年3月31日条例第16号
平成9年12月25日条例第33号
平成12年3月28日条例第33号
平成14年12月25日条例第38号
平成15年12月25日条例第38号
平成19年3月29日条例第24号
平成23年9月29日条例第30号
平成24年12月27日条例第37号
平成25年12月26日条例第55号
令和元年7月1日条例第8号

明石市水道条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、明石市水道事業の給水及び給水の適正を保持するために必要な事項に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(事務所)

第3条 水道事業の主たる事務所は、明石市役所内に置く。

(給水装置の定義)

第4条 この条例において「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。この場合における「配水管」とは、原則として市が公道に布設した管をいう。

2 給水装置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めたときは、別に定めることができる。

(1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの

(2) 共用給水装置 1個の水道メーター（以下「メーター」という。）で2戸以上又は2箇所以上が共同で使用するもの

(3) 私設消火栓 消火用に使用するもの

3 前項第2号及び第3号に定める給水装置は、管理者が必要と認めた場合に限り、設置できるものとする。

第1章の2 水道の布設工事及び水道技術管理者

(水道の布設工事)

第4条の2 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

2 法第12条第2項に規定する水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の資格は、規程で定める。

(水道技術管理者の資格)

第4条の3 法第19条第3項に規定する水道技術管理者の資格は、規程で定める。

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第5条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、別に定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第6条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事の費用負担及び算出方法)

第7条 工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、工事申込者(以下「申込者」という。)の負担とする。

2 管理者が施行する工事の工事費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 運搬費

(4) 路面復旧費

(5) 工事監督費

(6) 間接経費

(7) 前各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その額

3 前項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納)

第8条 管理者が工事を施行する場合、申込者は、設計により算出した概算額を管理者の指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、当該工事完成後精算し、過不足があるときは、還付又は追徴する。

3 第1項の概算額を指定期日までに納付しないときは、当該工事の申込みは、なかつたものとみなす。

(工事費の分納)

第9条 前条第1項本文の規定にかかわらず、工事費を一時に納付することが困難な者については、管理者は、12箇月以内において分納させることができる。

2 前項の分納額は、毎月均等とする。ただし、納付のつど、工事費未納残額の1,000分の5に相当する額を加算したものをその月の納付額とする。

3 前2項に定めるほか、分納に関する手続その他必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水装置の所有権)

第10条 管理者が工事を施行した場合における当該給水装置の所有権は、当該工事の工事費が完納になるまで管理者が留保する。ただし、その維持管理は、申込者の責任とする。

2 前項の工事費を申込者が、指定期限内に納付しないときは、管理者は、当該給水装置を撤去することができる。この場合、撤去に要した費用は、申込者の負担とし、既納の工事費は、還付しない。

(給水装置の変更)

第11条 管理者は、配水管の移設その他の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することができない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市は、その責任を負わない。

4 水道を使用する者は、水を濫用し、又は特に管理者の許可を受けた場合のほかは、他に分与又は販売してはならない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込みを行い、その承認を受けなければならない。

(代理人の選任)

第14条 給水装置の所有者は、市内に住所を有しない場合又は管理者が必要と認めた場合は、この条例中当該所有者について定める事項を処理させるため、市内に住所を有する代理人を置かなければならない。

2 所有者は、前項の代理人を選任し、又は変更したときは、ただちに管理者にその旨を届け出なければならない。

(管理人の選任)

第15条 共用給水装置の使用人は、この条例中当該使用者について定める事項を処理させるため、当該使用者のうちから管理人を選任しなければならない。ただし、すでに管理人の定められた給水装置の使用人にあつては、この限りでない。

2 使用人は、前項の管理人を選任し、又は変更したときは、ただちに管理者にその旨を届け出なければならない。

3 管理者は、第1項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

4 共用給水装置の使用人は、それぞれ連帯してこの条例に定める義務を負う。

(メーターの設置)

第16条 メーターは、管理者が給水装置の所有者又は使用者（以下「使用者等」という。）の給水装置に設置する。

2 メーターを設置する位置は、管理者が決定する。

(メーターの保管)

第17条 使用者等は前条の規定により設置されたメーターを常に細心の注意をもつて保管するものとする。

2 使用者等は、メーターの設置場所に、障害物を置き、又は工作物を設ける等メーターの点検及び機能を妨害してはならない。

3 管理者は、故意又は過失によりメーターを亡失又はき損した者に対し、その損害の賠償を求めることができる。

(給水の中止等の届出)

第18条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を中止又は廃止するとき。

(2) 給水装置の用途又は口径を変更するとき。

2 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(1) 使用者等の氏名又は使用者等又はその代理人若しくは管理人の住所に変更のあつたとき。

(2) 共用給水装置の使用戸数に変動を生じたとき。

(給水装置の管理)

第19条 使用者等は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他の必要な処置を行わなければならない。

2 給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。）は、管理者又は指定給水装置工事事業者のほか施行することができない。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第13条に定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

- 3 管理者は、使用者等が第1項の規定による必要な処置を怠っていると認めるときは、修繕工事その他必要な処置をすることができる。
- 4 第1項又は前項の修繕工事等に要した費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者が修繕工事等を施行した場合において、管理者が必要と認めるときは、当該修繕工事等の費用のうち全部又は一部を徴収しないことができる。
- 5 前項ただし書に規定する修繕工事費等の費用の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。
- 6 第1項の管理義務を怠つたため生じた損害は、使用者等の責任とする。

(工事の保証)

第20条 管理者が施行した工事及び修繕工事で、工事完成後3箇月以内に破損又は異状があるときは、管理者の責任で補修する。ただし、使用者等の故意又は不注意によるときは、この限りでない。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、必要と認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に適当な処置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 使用者等は、管理者に対し、給水装置の検査、供給を受ける水の水質検査及びメーターの検査を請求することができる。この場合、管理者は、当該請求者に検査の結果を通知しなければならない。

3 前2項の規定による処置及び検査に特別の費用を要した場合、管理者は、当該費用を使用者等から徴収することができる。

(私設消火栓)

第22条 私設消火栓は、消火又は消防演習用の場合のほか、使用してはならない。ただし、管理者の許可を得たときは、この限りでない。

2 消防演習用に私設消火栓を使用する場合は、あらかじめ管理者に届出を行い、管理者の指定した職員の立会いを要するものとする。

3 消火のため私設消火栓を使用したときは、使用後2日以内に消防署長の証明を添付して管理者に届け出なければならない。

第4章 貯水槽水道

(管理者の指導等)

第22条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第22条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定により、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第5章 水道料金及び手数料

(水道料金)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、基本料金と従量料金の合計額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税を課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。以下同じ。)を加えた額とし、使用者等から徴収する。

2 基本料金は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	基本料金(1戸(箇所)1箇月につき)
25ミリメートル以下	870円
40ミリメートル	4,070円
50ミリメートル	8,550円
75ミリメートル	15,870円

100ミリメートル	24,930円
150ミリメートル	52,940円

3 前項の規定にかかわらず、1個のメーターで2戸以上給水する場合は、各戸に設置された給水管の口径をもって、それぞれの各戸のメーターの口径とみなし料金の計算をする。ただし、管理者が不相当であると認めた場合はこの限りでない。

4 従量料金は、次の表のとおりとする。

用途区分	従量料金（1戸（箇所）1箇月につき）				
一般用	第1種	メーターの口径25ミリメートル以下	ア	使用水量5立方メートルを超え10立方メートル以下の1立方メートルにつき	10円
			イ	使用水量10立方メートルを超え20立方メートル以下の1立方メートルにつき	139円
		メーターの口径40ミリメートル以上	使用水量20立方メートル以下の1立方メートルにつき	139円	
	第2種	使用水量20立方メートルを超え30立方メートル以下の1立方メートルにつき	191円		
	第3種	使用水量30立方メートルを超え50立方メートル以下の1立方メートルにつき	254円		
	第4種	使用水量50立方メートルを超え2,500立方メートル以下の1立方メートルにつき	274円		
	第5種	使用水量2,500立方メートルを超える1立方メートルにつき	291円		
湯屋用	使用水量1立方メートルにつき			75円	

5 前項の用途については、管理者が別に定める基準により認定する。

6 明石市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第40号）第2条第5項の規定に基づき分水する場合の料金は、第1項に定める料金の100分の150に相当する額以内の額とし、管理者が別に定める。

7 前条第2項による消防演習用、第27条第1項による一時使用、第37条による緊急使用、その他特別の理由により水道用水を使用したため、前各項の規定によることが不相当と認められるときの料金については、管理者が別に定める。

（使用水量の決定）

第24条 使用水量は、メーターの検針に基づき管理者が決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者が認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 用途別の異なる用途に使用したとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

2 メーターの検針は、2箇月ごとに定例日に行うものとし、その示す使用水量は、各月均等とみなす。

3 前項の規定にかかわらず管理者がやむをえない理由があると認めたときは、毎月又は定例日を変更して検針することができる。

（料金の算定）

第25条 料金は、前条の規定により決定し、又は認定した使用水量に基づき、第23条各項の区分に従って管理者が算定する。

2 メーターが使用水量を示さない場合でも、第18条第1項第1号による中止又は廃止の届出がなく、かつ管理者が第34条に定める給水の廃止を行わない限り、基本料金は徴収する。

（特別の場合における料金の算定）

第26条 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計量する場合は、各戸均等とみなす。

2 月の途中で水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの基本料金は、使用日数が15日以内の場合は、1箇月の基本料金の2分の1に相当する額とし、使用日数が16日以上の場合は、1箇月の基本料金とする。

3 月の途中で給水装置の用途又は口径を変更した場合は、使用日数の多い用途又は口径による料金を適用する。ただし、使用日数が同じである場合は、変更後の用途又は口径による料金を適用する。

(一時使用の料金の前納)

第27条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、使用申込みのとき、管理者が別に定める概算額を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、水道の使用を廃止したとき精算し、過不足があるときは、還付又は追徴する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書の送付、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により2箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者において必要があると認めたときは、1箇月分ごとに徴収することができる。

2 定められた納付期日までに料金が納付されないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、前項の方法によらず、集金の方法により徴収することができる。

(納付後の料金の増減)

第29条 料金の納付後、その額に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(手数料)

第30条 管理者は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査を一体として行う事務 次表に定める額

区分	新設工事 (1件につき)	増設、改造、その他工事 (1件につき)
給水管の口径		
25ミリメートル以下	2,000円	1,600円
40ミリメートル以上	4,000円	3,200円
50ミリメートル以下		
75ミリメートル以上	8,000円	6,400円
150ミリメートル以下		

(2) 法第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定の申請に対する審査及び法第25条の3の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につきそれぞれ15,000円

2 手数料は、当該手数料に係る事務の申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

第6章 雑則

(給水装置の基準違反の場合の措置)

第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事及び修繕工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、施行規則第13条に定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(立入検査)

第32条 管理者は、管理上必要と認めたときは、第21条第1項の規定により行なう検査のため、係員を日の出後、日没前に限り、随時給水装置設置場所に立ち入らせることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。この場合、係員は、その身分を示す証明書を常に携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(給水の停止)

第33条 管理者は、この条例により納付しなければならない料金、手数料、工事負担金、分担金その他の費用を指定期限内に納付しないときは、完納するまでの間、給水を停止することができる。

(給水の廃止)

第34条 管理者は、給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来において使用する見込みがないと

認められるにもかかわらず、当該給水装置の所有者が、第18条第1項第1号に基づく届出をしないとき、又は管理上必要があると認めるときは、当該届出があつたものとみなし、給水を廃止することができる。

(給水装置の切り離し)

第35条 管理者は、第18条第1項第1号に基づく廃止の届出があつたとき、又は前条の規定に該当したときは、配水管から当該給水装置を切り離すことができる。

(給水の承継)

第36条 第13条の規定による申込みをしないで給水を受けている使用者等は、前使用者等に引き続き使用しているものとみなす。

(緊急の使用)

第37条 管理者は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが必要であると認める場合は、使用者等以外のものに給水装置を使用させる場合がある。この場合、使用者等は、これを拒むことができない。

(権利義務の承継)

第38条 給水装置の所有権を承継したものは、これに附随する一切の権利義務を承継したものとみなす。

2 前項の所有権の移転について、管理者に第18条第2項第1号に基づく届出のない場合は、管理者が認定した者に一切の権利義務の承継があつたものとみなして処理する。この場合、管理者は、これによつて生じた損害についてその責任を負わない。

(工事負担金)

第39条 管理者は、住宅及び工場その他の建築又は造成による新たな給水の申込みに応ずるため、水道施設の設置を必要とする給水の申込者に対しては、別に定める基準により、当該給水申込者からその施設の設置に要する費用の総額をこえない範囲内で工事負担金を徴収することができる。

2 前項の工事負担金は、前納しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の工事負担金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(分担金)

第40条 管理者は、給水装置の新設及び増径工事の申込みの際、当該申込者から次の表に掲げる金額に消費税相当額を加えた額の分担金を徴収する。ただし、管理者が、特に必要があると認めるときは、6箇月以内において分割納付させることができる。

メーターの口径	分担金
13ミリメートル	75,000円
20ミリメートル	150,000円
25ミリメートル	240,000円
40ミリメートル	780,000円
50ミリメートル	1,350,000円
75ミリメートル	3,650,000円
100ミリメートル	7,470,000円
150ミリメートル	20,650,000円

増径工事の申込者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。

2 前項により徴収した分担金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めるものはこの限りでない。

(減免)

第41条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金、手数料、工事負担金、分担金その他の費用を減免することができる。

(過料)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) この条例に定める料金、工事負担金、分担金その他の費用の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたもの
 - (2) この条例に定める手続を経ないで工事を施行した場合の当該工事の施主及び施行者
 - (3) 係員の職務執行を拒み、妨害し、又は制止注意に従わないもの
 - (4) 給水栓を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、管理者の警告に従わないもの
 - (5) 前各号のほか、この条例及びこの条例に基づく規程並びに指示に違反したもの
- 2 市長は、詐欺その他不正の行為によつてこの条例に定める料金、工事負担金、分担金その他の費用の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。

（委任）

第43条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 明石市水道事業給水条例（昭和34年条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行前に、旧条例の規定により行なつた承認、検査その他の処分又は届け出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定により行なつたものとみなす。
- 4 この条例施行前に、旧条例の規定により行なつた料金、手数料その他旧条例の規定に基づく費用の納付は、それぞれこの条例の相当規定により行なつたものとみなす。ただし、旧条例第35条の規定により納付された予納金の還付又は料金充当については、なお従前の例による。
- 5 この条例施行前にすでに分水契約を締結し、現に継続中の当該契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和41年12月24日条例第47号）

この条例は、昭和42年1月1日より施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和43年5月1日から施行する。
- （経過規定）
- 2 この条例施行の際現に給水装置を設置しているもの又はすでに給水装置の新設もしくは増径工事の申込をしているものは、条例第40条の2の規定による分担金を納付したものとみなす。

附 則（昭和47年3月31日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和47年6月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日以後、最初に計量し徴収する料金の算定の基礎となるべき水量は、各日均等に使用されたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、改正前の条例の規定によりなされた手数料及び分担金の納付については、それぞれ改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和48年3月31日条例第15号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月15日条例第32号）

- 1 この条例は、昭和50年11月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日以後、最初に計量し徴収する料金の算定の基礎となるべき水量は、各日均等に使用されたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、改正前の明石市水道条例の規定によりなされた手数料及び分担金の納付については、それぞれ改正後の明石市水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和53年4月1日条例第7号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月7日条例第29号）

- 1 この条例は、昭和57年1月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日以後、最初に計量し徴収する料金の算定の基礎となるべき水量は、各日均等に使用されたものとみなす。

- 3 この条例施行の際、改正前の明石市水道条例の規定によりなされた手数料及び分担金の納付については、それぞれ改正後の明石市水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成2年3月26日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の明石市水道条例第23条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割で算定する。

附 則（平成4年3月26日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の明石市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第23条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、各日の使用水量を均等とみなし日割りで計算する。

附 則（平成8年12月26日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の明石市水道条例第23条第2項及び第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで計算する。

附 則（平成9年3月31日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の明石市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで計算する。

- 4 改正後の条例第40条の2第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月25日条例第33号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月25日条例第38号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（暫定料金）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成17年3月31日までの間の使用に係る水道料金については、この条例による改正後の明石市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第2項及び第4項の規定にかかわらず、附則別表に規定する水道料金（以下「暫定料金」という。）とする。

（経過措置）

3 前項の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日以前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第23条第2項及び第4項の規定は、平成17年4月1日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日から平成17年3月31日までの使用に係る水道料金については、暫定料金とする。

5 施行日以前の直近におけるメーターの検針の日の翌日から施行日以後最初に行われるメーターの検針の日までの間（以下「施行日を含む使用期間」という。）の使用水量に係る水道料金は、次の各号の額を合算して得た額とする。この場合において、当該各号の額に1円未満の端数が生じるときは、それぞれこれを切り捨てるものとする。

（1） 施行日を含む使用期間の使用水量についてこの条例による改正前の明石市水道条例第23条第2項及び第4項の規定により算定した額に、当該施行日を含む使用期間の日数に対する施行日以前の直近に行ったメーターの検針の日の翌日から施行日の前日までの日数の割合を乗じて得た額

（2） 施行日を含む使用期間の使用水量について附則別表の規定により算定した額に、当該施行日を含む使用期間の日数に対する施行日から施行日以後最初に行われるメーターの検針の日までの日数の割合を乗じて得た額

6 平成17年4月1日以前の直近におけるメーターの検針の日の翌日から平成17年4月1日以後最初に行われるメーターの検針の日までの間（以下「平成17年4月1日を含む使用期間」という。）の使用水量に係る水道料金は、次の各号の額を合算して得た額とする。この場合において、当該各号の額に1円未満の端数が生じるときは、それぞれこれを切り捨てるものとする。

（1） 平成17年4月1日を含む使用期間の使用水量について附則別表の規定により算定した額に、当該平成17年4月1日を含む使用期間の日数に対する平成17年4月1日以前の直近に行ったメーターの検針の日の翌日から平成17年3月31日までの日数の割合を乗じて得た額

（2） 平成17年4月1日を含む使用期間の使用水量について改正後の条例第23条第2項及び第4項の規定により算定した額に、当該平成17年4月1日を含む使用期間の日数に対する平成17年4月1日から同日以後最初に行われるメーターの検針の日までの日数の割合を乗じて得た額

7 前2項の場合において、施行日を含む使用期間及び平成17年4月1日を含む使用期間の使用水量は、各日均等とみなす。

附則別表

1 基本料金

メーターの口径	基本料金（1戸（箇所）1箇月につき）
25ミリメートル以下	805円
40ミリメートル	3,765円
50ミリメートル	7,910円
75ミリメートル	14,685円
100ミリメートル	23,065円
150ミリメートル	48,970円

2 従量料金

用途区分	従量料金（1戸（箇所）1箇月につき）				
一般用	第1種	メーターの口径25	ア	使用水量5立方メートルを超え10立方	5円

	ミリメートル以下		メートル以下の1立方メートルにつき	
		イ	使用水量10立方メートルを超え20立方メートル以下の1立方メートルにつき	124円
	メートルの口径40ミリメートル以上		使用水量20立方メートル以下の1立方メートルにつき	124円
	第2種		使用水量20立方メートルを超え30立方メートル以下の1立方メートルにつき	170円
	第3種		使用水量30立方メートルを超え50立方メートル以下の1立方メートルにつき	227円
第4種		使用水量50立方メートルを超える1立方メートルにつき	275円	
湯屋用	メートルの口径25ミリメートル以下	ア	使用水量10立方メートル以下の1立方メートルにつき	37円
		イ	使用水量10立方メートルを超える1立方メートルにつき	70円
	メートルの口径40ミリメートル以上		使用水量1立方メートルにつき	70円

附 則（平成19年3月29日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、平成24年1月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の明石市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の直近におけるメーターの検針の日の翌日から施行日以後最初に行われるメーターの検針の日までの間（以下「施行日を含む使用期間」という。）の使用水量に係る水道料金は、次の各号の額を合算して得た額とする。この場合において、当該各号の額に1円未満の端数が生じるときは、それぞれこれを切り捨てるものとする。
 - （1） 施行日を含む使用期間の使用水量についてこの条例による改正前の明石市水道条例第23条第2項及び第4項の規定により算定した額に、当該施行日を含む使用期間の日数に対する施行日前の直近に行ったメーターの検針の日の翌日から施行日の前日までの日数の割合を乗じて得た額
 - （2） 施行日を含む使用期間の使用水量について改正後の条例第23条第2項及び第4項の規定により算定した額に、当該施行日を含む使用期間の日数に対する施行日から施行日以後最初に行われるメーターの検針の日までの日数の割合を乗じて得た額
- 4 前項の場合において、施行日を含む使用期間の使用水量は、各日均等とみなす。
- 5 改正後の条例第28条第1項の規定は、第28条の改正規定の施行の日以後に算定した水道料金について適用する。

附 則（平成24年12月27日条例第37号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の明石市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の直近におけるメーターの検針の日の翌日から施行日以後最初に行われるメーターの検

針の日までの間（以下「施行日を含む使用期間」という。）の使用であって、施行日以後最初に行われるメーターの検針の日が平成26年4月30日までのものに係る水道料金については、改正後の条例第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 施行日を含む使用期間の使用であって、施行日以後最初に行われるメーターの検針の日が平成26年5月1日以降のものに係る水道料金を算出するに当たっては、施行日を含む使用期間の使用に係る水道料金を施行日を含む使用期間の月数で除し、これに施行日前の直近におけるメーターの検針の日の翌日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分につき、改正後の条例第23条第1項中「100分の108」とあるのは、「100分の105」と読み替えて同項を適用する。
- 5 前項の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 6 改正後の条例第40条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条第1項及び第2項並びに第31条第1項の改正は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の明石市水道条例第30条第1項及び第2項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に申請を受けた事務に係る手数料について適用する。